

第8回富山県入札契約適正化検討委員会 議事概要

日時 平成23年2月16日(水) 9:00~10:00

場所 県民会館702号会議室

出席者 委員 西頭委員(委員長)、北井委員、小林委員、杉原委員、山本委員
(神川委員及び亀森委員は欠席)

県 牧田土木部長、柴田土木部次長、佐伯参事・管理課長、成瀬建設技術企画課長、竹林営繕課長、宮長農林水産部次長、蔵堀農林水産企画課長、竹田農村整備課長 他

1 協議事項

建設コンサルタント等委託業務における低入札対策について

2 主な質疑応答

<委員> 工事の数値判断基準(失格基準)は平成19年に導入しているが、その際に委託業務には導入しなかった理由は何か。

<県> 平成19年当時、工事においては平均落札率が低下傾向にあったため、先に対応を行った。委託業務では近年、低下傾向が見られるため、今回、導入を検討するものである。

<委員> 指名競争入札では、数値判断基準(失格基準)は不要ではないか。一般競争入札では、不特定多数の者が入札に参加できるため、著しい低価格での入札を行うような業者を数値判断基準(失格基準)により排除するというのは理解できるが、指名競争入札では、指名業者の選定の段階でそのような業者を排除できるのではないか。

<県> 指名競争入札においても低価格での入札案件が発生しているため、入札方式にかかわらず低入札対策は必要と考える。

<委員> 工事の主要な経費である直接工事費が調査基準価格を下回った場合、工事目的物の品質に問題が生じるおそれがあるというのは理解できる。しかし、委託業務の主要な経費である直接人件費は、より業者の積算の自由度が高い経費であり、入札価格が調査基準価格や数値判断基準(失格基準)を下回った案件は一律品質に問題のおそれありとしてよいものか疑問が残る。そもそも委託業務における品質の問題とは、例えばどのようなことをいうのか。

<県> 委託業務の直接人件費が不当に削減される等によりその成果物の品質に問題が生じた場合、当該成果物を元に発注する工事の品質にも問題を生じさせるおそれがある。また、再委託先に費用削減のしわ寄せがいくことも考えられる。

なお、県では契約金額が200万円以上の委託業務において試行的に業務成績評定を行っており、委託業務において一定の品質が確保されているか確認している。

<委員> 業務成績評定ではどのような点を評価しているのか。

<県> 成果物の品質の他、技術提案の内容や資料のまとめ方等、配置技術者自身についても評価している。

<委員> 委託業者も建設業者と同様、地域経済において一定の役割を果たしており、低入札対策をとることで地域経済を支える側面もあると思う。

低入札価格調査制度や業務成績評定を試行しデータを収集したうえで、今回の調査基準価格や数値判断基準（失格基準）の考え方や水準等についてあらためて検証するというので今回改正の内容を試行してはどうか。

【審議結果】

- ・ 見直し案のとおり試行することに決定する。

以上